

## 孫に教育資金を贈る時の税金は、どうなる？



2月は『その他の収入うちわけ』欄に、大勢のモニターさんから「児童手当」の記入がありました。今月は消費支出計にしめる教育費の割合や記入者平均などから「人生3大資金」の1つである教育資金を考察し、25年度の税制改正で創設された『教育資金の一括贈与の非課税』について調べました。

### 《1990年・2011年・2012年の消費支出計にしめる教育費の割合など》

		20代	30代	40代	50代	60代以上	年金世帯	総合	時代背景
1990年	消費支出計	319,531	354,561	455,025	475,829	280,127	245,124	415,901	世帯数 3.9人
	教育費	17,895	29,163	73,824	78,071	10,847	9,687	57,331	バブル景気
	割合(%)	5.6	8.2	16.2	16.4	3.9	4.0	13.8	
	記入者平均	-----該当数値を取っておりません-----							
2011年	消費支出計	270,762	367,169	435,418	496,250	305,606	293,953	400,096	世帯数 3.5人
	教育費	17,476	36,829	67,128	98,098	9,432	4,918	52,410	リーマンショック後
	割合(%)	6.5	10.0	15.4	19.8	3.1	1.7	13.1	で不景気
	記入者平均	30,458	42,019	72,469	132,785	85,547	63,279	76,210	
2012年	消費支出計	340,718	374,716	441,300	510,525	302,582	293,160	408,058	世帯数 3.5人
	教育費	10,465	39,431	71,594	96,973	9,757	6,867	55,213	
	割合(%)	3.1	10.5	16.2	19.0	3.2	2.3	13.5	
	記入者平均	28,211	44,790	77,033	132,251	79,832	67,117	81,145	

その時代の背景を考えても教育費は増えています。記入者平均を見ると、50代で13万円、年金世帯で6万円を超えています。2011年は1990年と比較すると大学院の進学率が約2倍になり高学歴が増えているのも一因だと思います。教育費は子どもの将来への投資、景気に左右され難い費目ですが、3月21日の朝日新聞に「塾や習い事など学校外教育費への投資は頭打ちになった。」とありました。子どもの持っている力を伸ばし、目的に合っている塾や習い事を選び、本当に必要な教育を選ぶようになってきたのではないのでしょうか？

### 《教育資金の一括贈与の非課税》

祖父母が孫に教育資金を一括して贈る場合、1500万円までは贈与税をかけない制度。

贈与を受ける人	30歳未満（子・孫・ひ孫）
贈与する人	直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母等）
非課税金額	1人につき1500万円（申し込みは5,000円以上1500万円以下）
非課税になるもの	学校向け（入学金・授業料・教材・施設使用料・修学旅行費・遠足費など） 学校以外に支払う費用は最大500万円まで（学習塾・予備校・習い事などの学費）
非課税にならないもの	下宿代、留学先への渡航費（学校に支払わない場合）。楽器の購入。 本屋での参考書の購入など。
払い出し時	教育資金の領収書等を金融機関に提出し払い出す。1年分をまとめても良い。
取扱銀行	三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行・りそな銀行・みずほ信託銀行
申込期間	平成25年4月1日～平成27年12月31日（金融機関によって異なります。）

—実際に金融機関で相談をして感じた事・注意点—

- ①贈与を受けた人が30歳に達した場合（誕生日）、残額には贈与税が課税されます。
- ②払い出し時に事務手数料がかかる場合があります。（金融機関によって異なるのには驚きました。）
- ③入学時など払い出しが高額の場合は立て替えなくても学校への振込用紙を持参し振込む事も出来ます。

子どもを育てる親の世代にとっての教育費の負担を軽減する側面もあると言われているこの制度。まだまだスタートしたばかりで、今後、徐々に確立してくるとの事でした。